

高齢者日常生活用具購入費の助成

家庭での日常生活の便宜を図るため、ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付します。

給付品目	対象者	公費負担限度額
電磁調理器 (火を使わない調理機器で、工事を伴わないもの)	65歳以上で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの者	41,000円
自動消火器 (自動的に消火剤を噴出する消火器)	65歳以上の低所得であって、ねたきりの者又はひとり暮らしの者	28,700円

1 利用者負担額

生計中心者の前年度住民税所得割が

非課税世帯	無料
10,000円以下の世帯	16,300円
10,001円～30,000円の世帯	28,400円
30,001円～80,000円の世帯	42,800円
80,001円～140,000円の世帯	52,400円
140,001円以上の世帯	全額

2 申し込み

購入する前に、給付を希望する日常生活用具の見積書、カタログなどの写しを持参し、地域包括支援センター又は市役所長寿介護課の窓口へ。

(ひとり暮らしであることを、民生委員が確認する必要があります。)

3 問い合わせ

★長寿介護課 電話 32-8009

★おかよし地域包括支援センター(カリヨンハウス内) 電話 33-4177

★きたよし地域包括支援センター(ケアハウス寿睦苑内) 電話 33-0791

★なかよし地域包括支援センター(福祉センター内) 電話 34-6811

★みなよし地域包括支援センター(みよし市民病院内) 電話 33-3502